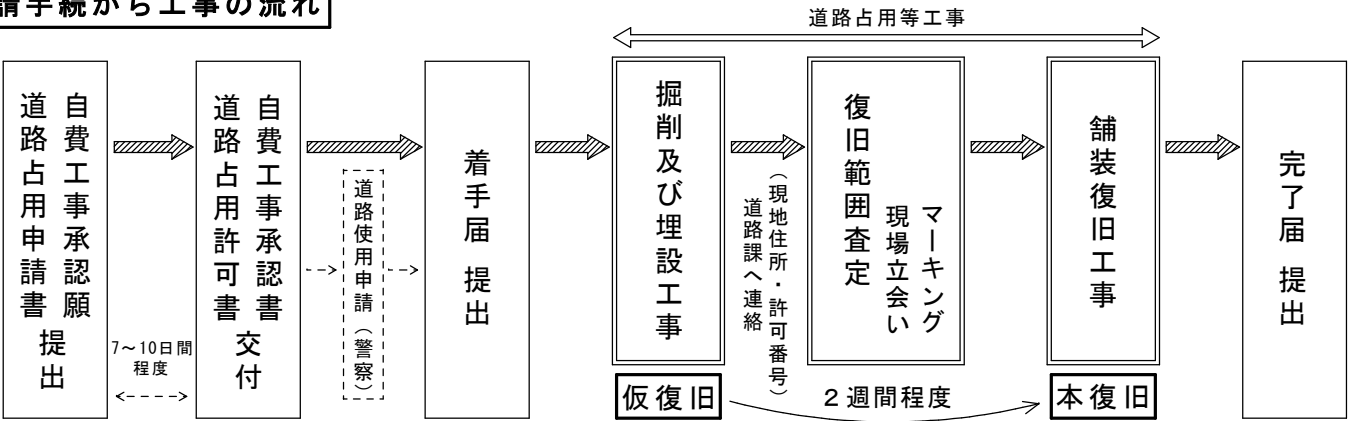


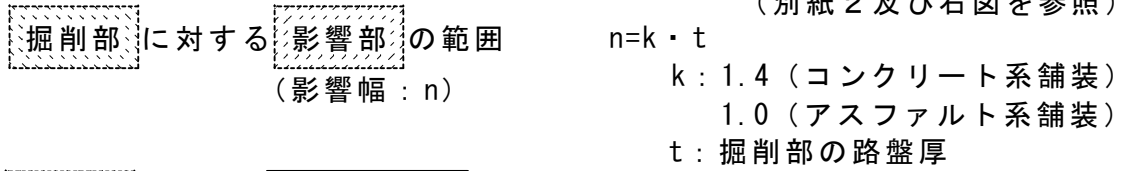
道路占用等工事の流れ及び復旧について（概要版） 2. 6. 1

申請手続から工事の流れ



掘削に伴う道路占用等工事の取扱基準(抜粋)

- ・ 本復旧の範囲は、道路管理者が現地確認の上、決定するものとする
(別紙2及び右図を参照)



- ※工事に起因して既存舗装に欠陥（亀裂、凹凸等）が生じたときは、その部分も含めて復旧範囲とする
- ・ 掘削幅は舗装復旧に支障をきたさない必要最小限とすること
- ・ 復旧工事は別紙1のとおり道路区分に応じた舗装構造により適切に施工し、路盤先行工法とすること
- ・ 掘削工事は即日交通開放できる範囲での施工とすること
また、仮復旧工事においては、路面表示及び区画線についても復旧を行い、本復旧工事までの間は、その維持修繕に責任を持つこと
- ・ 本復旧は自然転圧のため仮復旧から2週間程度の期間をあけて行うこと
- ・ 複数の企業が関わる工事は他企業と調整し、掘削面積を最小限とすること
- ※その他要綱に記載のない事項については、別途、道路課維持管理係と協議すること

<第11条>

<第5条>

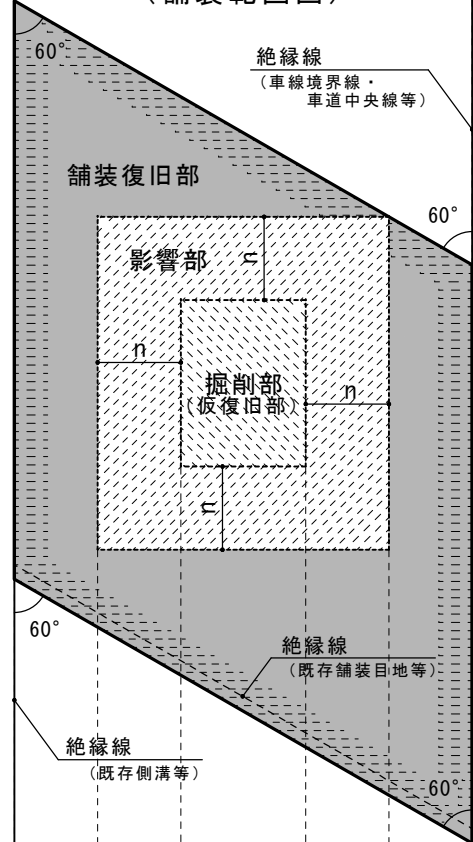
<第7条>

<第10条>

<第12条>

<第17条>

復旧基本平面図
(舗装範囲図)



復旧基本断面図
(舗装構成図)

